

春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託  
に係る公募型プロポーザル募集要項

令和8年 4月

春日部市教育委員会学校教育部教育施設課

## 目 次

	項 目	ページ
1.	業務の概要 .....	1
2.	参加資格 .....	1
3.	プロポーザルに係るスケジュール .....	2
4.	審査方法 .....	2
5.	第一次審査 .....	2
6.	第二次審査 .....	3
7.	応募手続き .....	4
8.	委託業務の契約 .....	7
9.	委託限度額 .....	7
10.	技術提案を求めるテーマ .....	7
11.	委託内容 .....	7
	様 式 .....	様式集による【別添】

春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託

(2) 業務の概要

- ①豊春小学校校舎改修事業の基本計画
- ②豊春小学校既存建物の調査（非構造部材・設備・法適合性等を含む）
- ③豊春小学校校舎長寿命化改修の実施設計（積算業務・各種法令手続きを含む）
- ④実施設計に基づく工事工程（案）及びイメージ図等の作成
- ⑤国庫交付金等の活用検討支援

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

(4) 計画概要

- ①建物名称 春日部市立豊春小学校
- ②所在地 春日部市道順川戸37番地1
- ③建物用途 小学校
- ④敷地面積 19,899㎡

2. 参加資格

参加表明書及び技術提案書を提出することができる者は、提出時において次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 令和7・8年度春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている業者で「建築関連コンサルタント」の業種に登録がある者。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者。
- (3) 一級建築士(常時3ヶ月以上の雇用関係にある者、かつ、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講している者)の資格を有する者1名を、本業務の管理技術者として配置できる者であること。なお、管理技術者は主任担当技術者を兼務することはできません。
- (4) 総合(意匠)、構造、電気設備、機械設備の各業務分野について、本業務の主任担当技術者として配置できる者。ただし、構造については、兼務しても構わないこととします。
- (5) 常時3ヶ月以上の雇用関係にある者を、本業務の主任担当技術者として配置できる者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく春日部市の入札参加資格制限を受けていない者。
- (7) 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(令和3年4月1日施行)に基づく一般競争入札及び指名競争入札への参加停止措置又は春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成24年4月1日施行)に基づく入札参加除外措置を、当該業務委託の公告の日から契約の日までの間に受けていない者。

- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

### 3. プロポーザルに係るスケジュール

日時又は期間	内容
令和8年4月 1日(水)	募集要項等の公示
令和8年4月 1日(水) ~ 令和8年4月 8日(水) 午後4時	質問書受付期間
令和8年4月13日(月)	質問書に対する回答
令和8年4月 1日(水) ~ 令和8年4月16日(木) 午後4時	参加表明書等(第一次審査書類)の受付期間
令和8年4月20日(月) 予定	第一次審査結果の通知
令和8年4月21日(火) ~ 令和8年5月 1日(金) 午後4時	技術提案書等(第二次審査書類)の受付期間
令和8年5月11日(月)~13日(水) のうちのいずれか1日程	技術提案書等の審査(プレゼンテーション、ヒアリング)
令和8年5月中旬頃	契約候補者(第二次審査結果)の公表
令和8年5月下旬頃	契約締結

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載します。

### 4. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施します。「春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に規定する委員会で審査します。

### 5. 第一次審査

#### (1) 審査内容

参加表明書等の審査により、委員会が次の事項を審査します。参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位3者程度を技術提案書等の提出者として選定します。

評価項目	配点 (25点満点)
① 配置予定の技術者の資格	5
② 配置予定の技術者の業務実績	25

※ ②については、平成23年4月1日以降の小中学校の長寿命化改修、公共施設の長寿命化改修又は小中学校の改修に関する業務実績を審査の対象として評価します。詳細については、審査要領等を参照して下さい。

#### (2) 技術提案書等の提出者(第一次審査結果)の通知

審査結果については、令和8年4月20日(月)頃に文書及びメールを発送し、応募者に通知します。(応

募及び審査状況により変更となる場合があります。) なお、評価結果は、応募者に通知しないこととします。

## 6. 第二次審査

### (1) 審査内容

技術提案書等の審査及びヒアリングの内容をふまえ、委員会が次の事項を審査します。審査結果により、最優秀者(第1位契約候補者)及び優秀者(第2位契約候補者)を特定します。なお、評価点が100点満点の内60点に満たない場合、もしくは評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は契約候補者として特定しないこととします。

評価項目	配点(100点満点)
① 第一次審査の評価点	30
② 業務実施方針	20
③ 評価テーマに対する技術提案	30
④ 受注予定金額	20

※同点の場合は、評価項目③評価テーマに対する技術提案の評価点が高い方を上位の者としてします。

### (2) 提案者プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり技術提案書等の提出者ごとにヒアリングを行います。

#### ①実施日時(予定)

令和8年5月11日(月)~13日(水)のうち、いずれか1日程

※詳細については技術提案書等の提出者に別途通知します。

#### ②実施場所

春日部市役所本庁舎 4階教育委員会 委員会会議室

※変更がある場合は技術提案書等の提出者に別途通知します。

#### ③出席者

実際の担当設計者となる者を含めて4名以内とします。説明については、管理技術者又は総合(意匠)分野の主任担当技術者が行ってください。

#### ④プレゼンテーション・ヒアリング内容

評価項目②及び③の内容について、説明時間15分以内で説明してください。その後、質疑応答を30分以内で行います。

なお、説明は、パワーポイントを使用することを可としますが、(モニター等は事務局で準備します。)説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書等に記載したものと同一としてください。パソコンは応募者側で用意してください。

### (3) 契約候補者(第二次審査結果)の通知

審査結果については、令和8年5月中旬頃に技術提案書等の提出者に文書及びメールで通知するほか、市ホームページに最優秀者(第1位契約候補者)及び優秀者(第2位契約候補者)の事業者名及び評価点を公表します(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)。また、市ホームページへの審査結果の公表にあわせて、応募者数についても公表します。なお、選定・決定

結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受けないものとします。

## 7. 応募手続き

### (1) 募集要項等の公表

#### ① 公表方法

令和8年4月1日(水)に募集要項等を市ホームページに掲載します。様式集は、必要に応じダウンロードして使用してください。

#### ② 質問書の受付

募集要項等の内容について、次により質問を受け付けます。

##### (ア) 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月8日(水)午後4時厳守

##### (イ) 提出方法

質問書(様式第8号)により作成のうえ、事務局(教育施設課)へ電子メール又はFAXにより提出してください。なお、提出後は事務局へ受信確認の電話を行ってください。

##### (ウ) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、令和8年4月13日(月)に市ホームページで公表予定とします。

### (2) 参加表明書等の提出

#### ① 提出場所

##### 【事務局】

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

春日部市教育委員会学校教育課教育施設課(春日部市役所本庁舎4階)

T E L 048-739-6803(直通)

F A X 048-737-3681

E-mail shisetsu@city.kasukabe.lg.jp

#### ② 提出期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月16日(木)午後4時厳守

受付時間帯：土、日、祝日を除く平日 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

#### ③ 提出書類

参加表明書等の提出は以下のとおりとします。なお、参加表明書等を提出した者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

##### (ア) 参加表明書(様式第1号)

##### (イ) 法人の概要

- ・会社名、設立年月、資本金、本社及び入札・契約に係る権限を委任された営業所等の所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの(任意様式)
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書(全部事項証明書)  
※令和7・8年度春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿の登載情報との照合を行えること(有効期限及び原本・写しの別は問わない)

・役員名簿

(ウ) 様式第2号～様式第4号

(エ) 2. 参加資格(2)、(3)及び(5)の資格を証するもの

・一級建築士事務所登録証明書の写し

・各種資格を有することを証明する書類（一級建築士免許書及び定期講習修了証等）の写し

・管理技術者及び総合（意匠）分野の主任担当技術者について、常勤又は社員であることを証明できるもの（健康保険証の写しなど）

※様式の定めのある書類については、見出し（インデックス）を様式ごとに「様式第[数字]号」として、提出部数全てに付すこと。

#### ④ 提出方法等

(ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。

(イ) 郵送の場合は書留とし、提出期間末日の午後4時までに必着とします。

宅配の場合も提出期間末日の午後4時までに必着とします。

いずれの場合も必要書類の添付が不足している場合は無効とします。

(ウ) 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書してください。

(エ) 第一次審査結果送付用として、提出方法によらず参加事業者の宛名を明記し、110円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。

(オ) 提出部数

2部(正1部、副1部)

※副本は社名が特定できる記載等については墨消しまたは空欄としてください。

#### ⑤ 参加表明書等の留意事項

(ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

(イ) 提出書類は返却しません。

(ウ) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。

(エ) 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがあります。

(オ) 提出された管理技術者及び主任技術者は、原則、変更できません。

#### ⑥ 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。

(イ) 書類に虚偽の記載があったとき。

(ウ) 提出方法、提出期限、様式を守らないとき。

(エ) 委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。

(オ) その他委員会が不適格と認めた場合。

### (3) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者に選定された者は、次により技術提案書等を提出してください。

#### ① 提出場所

前記7. (2) ①と同じ

② 提出期間

令和8年4月21日(火)から令和8年5月1日(金) 午後4時厳守

受付時間帯：土、日、祝日を除く平日 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

③ 提出書類

技術提案書等の提出は以下のとおりとします。

(ア) 技術提案書(様式第5号)

(イ) 業務実施方針及び受注予定金額(様式第6号(1)及び様式第6号(2))

(ウ) 評価テーマに関する提案書(様式第7号)

(エ) 情報非公開希望申立書(様式第9号)・・・必要な場合のみ提出

※様式の定めのある書類については、見出し(インデックス)を様式ごとに「様式第[数字]号」として、提出部数全てに付すこと。

④ 提出方法

前記7.(2)④に記載の提出方法と同様とします。

⑤ 提出部数

2部(正1部、副1部)

※副本は社名が特定できる記載等については墨消しまたは空欄とし、同内容のPDFデータを保存したCD-RまたはDVD-Rを提出してください。

⑥ 技術提案書等に要する費用

費用は、すべて技術提案書等の提出者側の負担とします。

⑦ 技術提案書等の留意事項

前記7.(2)⑤に記載の他、下記に記載のとおりとします。なお、技術提案書等における視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方一適切に設計者選定を行うためのマニュアル」(平成30年5月全国営繕主管課長会議)の49～53ページを参照してください。

(ア) 技術提案書等は、1者につき1提案とします。

(イ) 技術提案書等は、公表する場合があります。ただし、本市と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。なお、事業を営むうえで競争上又は事業運営上において支障が生じる内容があれば、必要に応じて情報非公開希望申立書(様式第9号)を提出して下さい。特に評価テーマに関する提案書(様式第7号)は公表することを踏まえて作成してください。

(ウ) 市が必要と認めるときは、技術提案書を無償で使用できるものとします。また、技術提案書に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得てください。

(エ) 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述してください。

(オ) 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めますが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならないものとします。

(カ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。

(キ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象となりません。

(ク) 技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に受注した業務の名称等）を記載しないでください。

#### ⑧ 失格条項

前記 7. (2) ⑥に記載の他、委託限度額を超える受注予定金額を記載した場合とします。

### 8. 委託業務の契約

- (1) 市は、第1位契約候補者と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受注予定金額以内とします。また、本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、契約候補者として特定するにあたり第二次審査結果時の評価点が100点満点の内60点を超え、かつ、第二次審査における評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点評価をしなかった者である場合は、契約を行えるものとします。
- (2) 市は、技術提案の内容を尊重しますが、あくまで技術力を評価するためのものであるため、その提案内容に拘束されないものとします。
- (3) 第1位契約候補者が前記 7 (2) ⑥の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

### 9. 委託限度額

136,970,900 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 10. 技術提案を求めるテーマ

- (1) 新しい時代の学習環境の整備に関する提案について
  - ・タブレット学習の導入等などによる学習環境の変化等に対応した施設整備の提案となっているか
  - ・特性に配慮すべき児童数増加など対応できる学習環境の整備の提案となっているか
  - ・地域と共にある学校の在り方として望ましい施設整備の提案となっているか
- (2) 工事計画について
  - ・学校運営や行事などへの影響を最小限に抑え、安全かつ円滑な工事計画の提案となっているか
  - ・児童や教職員の安全性を最優先とし、最大限学校施設の老朽化対策が施されている提案となっているか
- (3) 建設工事費の縮減について
  - ・高騰する建設工事費等へ対応するため、工夫が図られた提案となっているか
  - ・建設工事費の縮減に向けた VE・CD 案の提案などコスト管理についての的確な提案となっているか

## 1.1. 計画地の概要

### (1) 用途地域等

- ①所在地 春日部市道順川戸 37 番地 1
- ②敷地面積 校舎及び校庭部分：19,899 m<sup>2</sup>
- ③用途地域等 用途地域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域  
防火地域：指定なし 建ぺい率：60% 容積率：200%
- ④周辺道路 北側道路：県道 2 号さいたま春日部線 幅員 8.0m  
南側道路：市道 4-307 号線 幅員 6.0m  
西側道路：市道 4-307 号線 幅員 6.0～7.0m
- ⑤上下水道 公共水道・公共下水

### (2) 既存施設概要

- ①施設主要用途 小学校
- ②主要構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- ③普通教室、特別教室及び管理諸室

棟番号	構造	延面積	名称	耐震診断
④	S 造	958 m <sup>2</sup>	屋内運動場	補強済
⑩-1	RC 造	1,919 m <sup>2</sup>	普通教室棟	補強済
⑩-2	RC 造	508 m <sup>2</sup>	普通教室棟	補強済
⑩-3	RC 造	369 m <sup>2</sup>	普通教室棟	補強済
⑪	RC 造	136 m <sup>2</sup>	普通教室棟	補強済
⑫	RC 造	2,614 m <sup>2</sup>	管理・特別・普通教室棟	診断済（耐震性有）
⑬	RC 造	272 m <sup>2</sup>	昇降口棟	診断済（耐震性有）
⑭	S 造	46 m <sup>2</sup>	プール付属室	対象外
⑮	CB 造	20 m <sup>2</sup>	体育小屋	対象外
⑯	S 造	20 m <sup>2</sup>	体育小屋	対象外
⑰	RC 造	827 m <sup>2</sup>	給食室	新耐震基準
自転車置場	S 造	18 m <sup>2</sup>	自転車置場	対象外
渡り廊下	S 造	51 m <sup>2</sup>	渡り廊下	対象外

## 1.2. 豊春小学校校舎長寿命化改修工事の計画概要

別添「春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事基本方針」を参照

## 1.3. 委託内容

主な内容については、次のとおりとします。詳細については特記仕様書を参照してください。

### (1) 基本計画書の作成

「春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事基本方針」に基づき、現況施設の特徴及び劣化状

況等の調査を行い、改修工事内容、工事工程（案）、及び概算工事費等について、基本計画書を取りまとめるものとします。

(2) 既存建物及び地盤調査等の各種調査

RC造校舎に係る構造体の劣化状況調査、非構造部材（内装材、設備配線、配管等も含む）の劣化状況調査、既存建築物の法適合性に関する調査、アスベスト調査、地盤・土質調査、及び事前環境調査について、実施し報告書を取りまとめるものとします。

(3) 校舎長寿命化改修工事の実施設計

基本計画書及び各種調査結果を踏まえ、工事発注に向け実施設計図面及び積算書（RIBC2）の作成をする。

(4) 実施設計に基づく工事工程（案）及びイメージ図等の作成

実施設計図面に基づき工事工程表（案）を作成し、必要とされる仮囲いや工事ステップ毎における動線計画等を作成する。また、改修により外観もしくは内装等が大幅に変更となる部分や増築棟について、イメージ図（パース・鳥瞰図）を作成する。

(5) 国庫補助金・交付金等の活用検討支援

校舎改修及び増築棟を工事するにあたり、国庫補助金・交付金等の検討は必須であり、有利となる事業について比較検討し、学校施設が安心・安全な教育環境の適正な水準を保つことができる改修範囲において、最も効果的に市の財政負担の軽減が図れる国庫補助金・交付金等の活用に関する検討支援を行う。